

令和7年度豊中市暮らし安心・安全
見守りカメラ設置事業に係る貸借契約
仕様書

令和7年7月

豊中市都市経営部危機管理課

第1 総則

1 契約件名

令和7年度豊中市暮らし安心・安全見守りカメラ設置事業に係る賃貸借契約

2 目的

通学路を中心とした市内の各所に防犯カメラを設置することにより、地域における街頭犯罪及び侵入盗等を未然に防止し、犯罪のない安全・安心のまちづくりを推進することを目的とする。

3 概要

豊中市内に所在する電信柱や道路柱、信号柱等にカメラ装置を設置し、その映像を無線LAN方式により、システムに付随する専用端末機器（ノートパソコンタイプ）に送信するとともに、防犯カメラに付随する記録媒体に記録することが可能な防犯カメラシステムを整備するものである。また、一部のカメラは人流分析機能を備えその分析結果を豊中市庁舎で取得・閲覧できる性能を有するカメラである。

なお、この仕様書における防犯カメラとは、無線LAN方式の性能を有するカメラを示すものとし、人流カメラとは、人流分析機能を有するカメラを示すものとする。

4 設置場所・台数

(1) 設置場所

豊中市域内に設置

(2) 設置台数

防犯カメラ 205台

人流カメラ 13台

5 設置に関する留意事項

ア 豊中市域内の指示する場所に設置するものとする。

イ 各柱の占用申請等、各種手続きは受注者側において行うものとする。

ウ 電源供給の方法については受注者において関西電力と協議するものとする。

エ 道路占用許可については、受注者において、道路管理者の許可を受けるものとする。

オ 受注者は、将来、移設や撤去をする必要が生じた場合の復旧等も視野に入れ、工事を行うものとする。

カ 受注者は、防犯カメラ等の設置に当たっては、配線や附属物等も含め、決して落下しないよう堅牢に敷設し、設置後も適切に維持管理する。

6 借入期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

7 納期

契約締結後、令和7年12月31日までに設置を完了すること。

第2 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、豊中市が発注する「令和7年度豊中市暮らし安心・安全見守りカメラ設置事業に係る賃貸借契約」の契約内容について必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めたものである。

2 適用基準

本仕様書に指定する以外の事項について、本工事を行うに当たり必要とされる関係法令等を遵守すること。

3 提出書類

(1) 契約締結後、工事施工前に速やかに次の書類を提出すること。なお、工事工程表及び承認図については発注者の承認を得ること。

工事着手届 1 部

現場代理人等選任届 1 部

工事工程表 1 部

工事従事者名簿 2 部

承認図 1 部

(2) 設置工事完了後、次の書類を速やかに提出すること。

工事完了届 1 部

機器取扱説明書 2 部

完成図書（設置場所一覧表、位置図、詳細図、写真等） 2 部

機器取扱説明書及び完成図書の電子データ 1 式

4 報告・連絡

受注者は、設置工事の進捗状況について、必ず口頭又は電話等により、その都度発注者に報告すること。また、発注者と緊密な連絡を図り、設置工事全般の責にあたること。

5 官公署等への手続

設置工事に必要な官公署等への手続は、受注者の責任において遅滞なく行うこと。また、諸手続に要する費用は全て受注者の負担とする。

6 施工上の注意

(1) 本市は、市内業者の育成及び受注機会の確保に努めており、防犯カメラ、人流カメラ等の設置、調整及び保守点検は、豊中市地元事業者を活用すること。

(2) 調整及び保守点検については、防犯設備士又は総合防犯設備士の有資格者でありかつ、製造販売元の取扱技術講習を受講した者が行うこと。

(3) 施工前に柱等設置する場所の現地調査を行い、施工に当たっては、本仕様書並びに関係法規・規程等を遵守の上、确实・堅牢・美観に留意して行うこと。

(4) 施工中は、施工作业によって通行等に支障を与えないように、かつ、周辺区域の住民等に迷惑を与えないように十分留意すること。

(5) 電力会社及び道路管理者等（以下「電力会社等」という。）が所管する柱等に共

架する場合は電力会社等と打合せを行い、指示を受けた上で施工すること。

- (6) 電力会社等が所管する柱に共架する場合は、発注者の指定する防犯カメラ、人流カメラ設置箇所にカメラを設置の上、必要な工事を行うこととし、事前に許可を得ること。なお、カメラ共架及びケーブル敷設等の許可申請については、受注者が行うこと。
- (7) 家屋等が映像に映りこむ場合は、工事仕様書に基づきマスキング処理を実施し、マスキング後の映像について発注者の承認を得ること。
- (8) 防犯カメラ、人流カメラ、防犯関連設備付属機器及びケーブルは、別に定める各装置の機能を有し、かつ、関西電力及びNTTの技術取扱基準に該当する大きさの機器を使用することとし、機器やケーブル等の設置方法、位置等に関しては、発注者の指示に従い、やむを得ず変更する際には発注者と協議の上、承認を得ること。
- (9) 受注者は、工事施工に当たり必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。
- (10) 施工中に第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救助措置を行った後、現場の状況を発注者に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者はその補償を行うこと。
- (11) 施工中の資材、撤去品及び残土等廃棄物については、受注者が処分すること。
- (12) 受注者は、工事写真記録を撮影し、発注者に提出すること。
- (13) 受注者は、現地調査を行い、機器設置の確認を行うこと。
- (14) 本仕様書に明記しないもので、施工上当然必要とするものは受注者の責任において施工すること。

7 材料

- (1) 使用材料は日本工業規格（JIS）のあるものはそれを使用すること。それ以外の機器については、図面を提出して発注者の承認を受け、かつ社内検査を実施し、検査に合格したものを使用すること。
- (2) 貸与品・撤去品及び現場で発生した物件の授受は、発注者の指定する場所で必要書類添付の上行うこと。

8 疑義

施工にあたり本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うものとする。なお、設計変更を要する場合は発注者の承認を得たのちに実施すること。

9 費用負担

次の費用については、全て受注者が負担すること。

- (1) 機器の搬入、搬出に係る費用（告知板、カメラ取付金具を含む。）
- (2) 機器の設置、調整及び検査に係る費用（告知板、カメラ取付金具を含む。）
- (3) 機器の取扱いに関する説明に係る費用
- (4) 保守業務において、機器が不具合を起こした場合の補修又は消耗部品や付属品の取り替えに係る費用及び補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても正常な状

態に回復しない場合の当該機器交換に係る費用。ただし、機器の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害その他不可抗力を要因としている場合は、この限りでない。

- (5) 運用開始後、機器を設置した柱等が、柱管理者の都合により、撤去、建替え等の更新又は移設される場合、機器の取り外し及び取り付け等に係る費用
- (6) 運用開始前において、(5)の事情のみならず、住民からの苦情や発注者の都合により、移設等の対応が必要となった場合、機器の取り外し及び取り付け等に係る費用
- (7) (5)の他、既設防犯カメラ10台を限度として、発注者の要請に応じた当該カメラの撤去又は移設に係る費用

10 その他

- (1) 本工事によって生じた発明、考案、意匠、著作物は発注者に帰属する。
- (2) 本工事完了後、引渡し後1年以内に設計又は材料構成部品等の不良あるいは、施工不完全によるものと認められた故障が生じた場合、受注者は速やかに無償で新品と交換又は修理する等の措置を講ずること。また、電子機器部以外は7年以上の耐久強度を持たせること。

第3 システムの仕様

1 概要

本システムは発注者が指定する場所に防犯カメラ、人流カメラを設置し、防犯カメラは、その映像を24時間撮影、記録するものとし、必要に応じて指定する防犯カメラの記録映像を再生及び外部記録媒体に保存（再生に必要なアプリケーションを含む。）できるものとする。また、防犯カメラの録画が停止した時など録画できていない場合にはメールにて通知できる機能を有するものとし、かつ庁舎から防犯カメラの動作状況がわかる構成であること。なお、使用する回線は「令和6年度豊中市暮らし安心・安全見守りカメラ設置事業に係る賃貸借契約」で導入した回線を使用すること。人流カメラは、その映像を24時間撮影、記録するものとし、必要に応じて指定する防犯カメラの記録映像を再生及び外部記録媒体に保存（再生に必要なアプリケーションを含む。）できるものとする。また、AI解析により人流分析を行い、その結果をメール配信または専用の表示端末機器で確認できるものとする。なお、使用する回線は「令和6年度豊中市暮らし安心・安全見守りカメラ設置事業に係る賃貸借契約書」で導入した回線を使用すること。

2 システムの設計条件

(1) 機器設置場所及び数量

別紙のとおり

設置場所	品名	数量
豊中市域内	防犯カメラ（取付金具含む）	205台
豊中市域内	人流カメラ（取付金具含む）	13台
豊中市域内	告知板（巻付型）	218枚

(2) 保守及び補償

- ア 契約履行中における機器及びソフトウェア等システムの維持管理及び保守は、受注者の責任において実施するものとする。
- イ 保守性を考慮し、設置する機器及びソフトウェアについては、日本国内に保守拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理できる製品を採用すること。
- ウ 本仕様により設置した全ての機器について、受注者において統一された障害受付窓口を有すること。
- エ 本仕様により設置した機器に障害が発生し、修理が必要となった場合には、受注者が速やかに修理を行うこと。
- オ 納入後5年間以上、修理のための部品を保有することを機器製造業者が証明した機器を採用すること。
- カ 受注者は、別途規定する検査合格の日から1年間、設置調整目的物の瑕疵を補修し、又は、その瑕疵によって生じた減失若しくは棄損に対して、損害を賠償しなければならない。
- キ 本仕様において製造又は改造したソフトウェアの瑕疵については、修正及び対処を行い、関係するドキュメント等を発注者に提出すること。
- ク 納入される機器及びソフトウェアについては、OSの変更に伴う保守及び改修に必要な情報を事前に発注者に提供すること。
- ケ 消耗部品がある場合には、事前に申し出るとともに、交換については受注者が行うこと。

(3) カメラ機器とシステム機器との接続構成

防犯カメラ及び人流カメラ機器の構成については、無線LAN方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、受注者が最適なシステム設計をすること。映像制御の伝送は、映像のモニタ及びカメラ操作をする際に回線側の速度不足がないことを条件とする。また、システムの機器接続構成については、実用に耐える性能について検証できる資料等により受注者の承認を得ること。

(4) 屋外設置機器構造

屋外に設置する機器は、以下の条件を満たす構造であること。なお、防犯カメラは指定の箇所に設置するものとし、位置（高さ等）は発注者の指示による。

- ア カメラはケースに収容し防水・防塵・着氷雪対策を行うこと。
- イ 各機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を

与えないよう保護回路を設けること。

ウ 機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また他の機器からの電気雑音によって誤作動をしないこと。

エ 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

(5) 耐震

設置する機器については十分な耐震対策を講じ、発注者の承認を得ること。

(6) 使用電源

カメラに使用する電源電圧は、AC100V/200V とする。また、カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないこと。

(7) 運用時間

本システムは、24 時間 365 日連続運用とする。

(8) セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり、通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については発注者の承認を得ること。

ア MAC アドレスフィルタリング機能及び WPA2-PSK (AES) の採用することにより、第三者による無線 LAN の不正アクセスを防止する処置を講じること。

イ パスワードの設定、更地及び映像データの暗号化により、第三者が容易に再生・編集できない機能を有すること。

ウ データの検索・閲覧、機器の操作等の各段階における利用可能者のアクセス権の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。防犯カメラはデータダウンロード時にはアクセスログとダウンロードした映像データ期間がわかる内容のメールを送信できる機能を有すること。

エ メールを送信に使用する回線は専用の閉域網とすること。ただし、カメラとは相互通信できない構成であり、通信回線経由でリアルタイム映像の閲覧ができない措置を講じること。

オ 使用する回線は任意のタイミングで利用停止又は停波することができる機能を有すること。

(9) 防犯カメラ機器及び映像記録装置

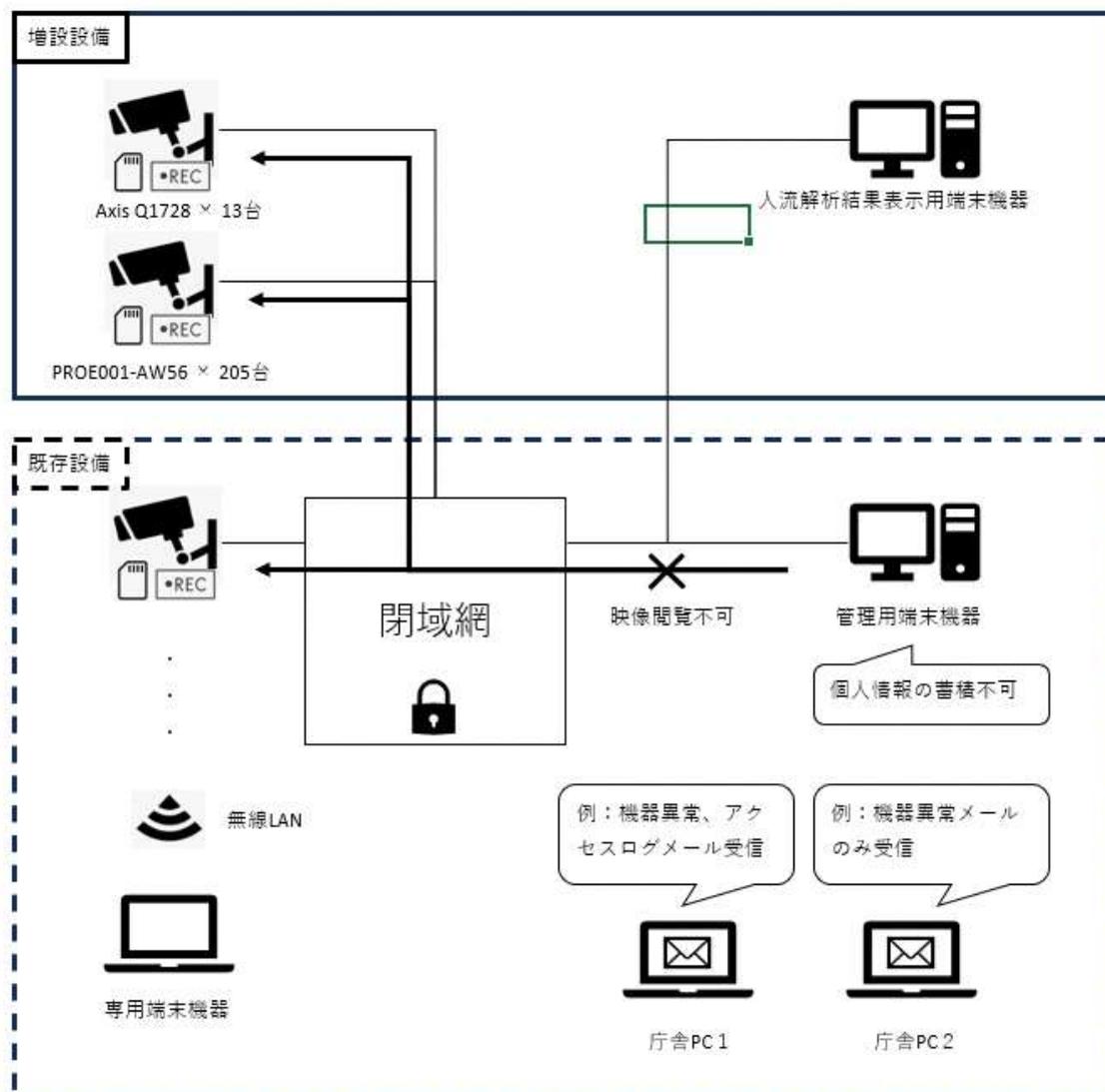
ア 防犯カメラは以下製品の指定型番とし、同等品は認めない。

PROE001-AW56

イ 人流カメラは以下製品の指定型番とし、同等品は認めない。

AXIS Q1728

参考：システムイメージ図



第4 機器等の仕様

1 防犯カメラ

別紙添付の機器仕様書の通りとする。なお、同等品は認めない。

2 人流カメラ

別紙添付の機器仕様書の通りとする。なお、同等品は認めない。

3 機能仕様

(1) 段階的アクセス権設定機能

データの検索・閲覧、機器の操作等の各段階における利用可能者のアクセス権を設定できること。

データの取り出しとデータの閲覧に必要なパスワードは別々に設定できること。

(2) プライバシー保護機能

市民の不安を払拭するためのマスキング機能で、撮影画像内の一定のエリアのマスキングを防犯カメラ1台毎に8箇所以上を任意に指定できること。

(3) その他

これらの機能以外で犯罪抑止活動に効果的な機能については、発注者と事前に協議すること。

4 告知板

(1) 防犯カメラ及び人流カメラ本体上部に、1台につき1枚の告知板（両面表示）を設置すること。

(2) 告知板の材質、形状、寸法、色及び告知内容については、発注者と協議すること。

第5 機器設置後の対応

1 保守業務

(1) 受注者は、機器の設置後から借入期間終了までの間、設置した機器が正常な状態で使用できるよう管理すること。

(2) 受注者は、保守体制を確保し、点検・補修等について適切かつ迅速な対応が可能な体制を整えること。

(3) 受注者は、機器の不具合を発見又は通報を受けたときは、速やかに状況を確認すること。現地確認の結果、交換や補修等の工事が必要になった場合は、工事の期間等について、発注者と協議し定めるものとする。

(4) 受注者は、機器が不具合を起こした場合は、機器の補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行うとともに、補修又は消耗部品や付属品の取り替えを行っても正常な状態に回復しない場合は、当該機器を交換すること。ただし、機器の不具合が地震津波、戦争、暴動、想定を超える風水害その他不可抗力を要因としている場合はこの限りでない。

(5) 受注者は、補修作業が完了したときは、書面により発注者に報告すること。

(6) 受注者は、年1回、アクセスログの確認及び新たなパスワードの設定を行い、書面により発注者に報告すること。なお、変更するパスワードについては、事前に発注者に確認すること。

(7) 受注者は、発注者から機器等性能の確認を求められたときは、現地においてその性能を確認し、書面により発注者に報告すること。

(8) (5) から (7) までの書面の内容については、作成前に発注者と協議すること。

(9) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- (10) 本業務において、次の事項を遵守すること。
- ア 業務上知り得た情報の守秘義務
 - イ 情報の複写、目的外利用及び第三者への提供の禁止
- 2 事故等による損傷の対応
- (1) 事故等により、設置した機器が通行等に支障をきたすことになった場合は、受注者がその撤去を行うこと。
 - (2) (1)により受注者が撤去した機器の復旧については、事故当事者との交渉を含め、受注者が行うものとする。
 - (3) 復旧した機器については、引き続き受注者が管理すること。
 - (4) (1) から (3) までの事故等による損傷の対応については、機器の設置後から借入期間終了までの間において適用する。
- 3 柱等の更新等への対応
- (1) 機器を設置した柱等が、柱管理者の都合により、撤去、建替え等の更新又は移設されるときは、発注者と協議のうえ、受注者の責任において機器の取り外し及び取り付け等適切な措置を行う。なお、その際に発生する一切の費用は受注者の負担とする。
 - (2) 取り付け後の機器は、引き続き受注者が管理すること。
- 4 借入期間終了時
- 借入期間終了時において、受注者は機器の所有権を発注者に無償譲渡するものとする。

第6 その他

1 疑義

本仕様書に疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うこととする。なお、設計変更を要する場合、発注者の承認を得た後に実施すること。

2 本仕様書に関する問い合わせ先

豊中市役所都市経営部危機管理課

電話番号06-6858-2086 (直通)